

神石高原町告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、平成27年度及び平成28年度において、神石高原町が発注する建設工事（建設業法〔昭和24年法律第100号。以下「法」という。〕第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

平成26年10月14日

神石高原町長 牧野雄光

1 入札参加資格

別表第1左欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

ア 建設業労働災害防止協会への加入状況

イ 環境マネジメントシステムについてエコアクション21の制度における認証・登録の有無又はISO14005準拠の制度における合格判定の有無

ウ 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における所属技術者の学習単位数

エ 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属建築士又は建築設備士の認定時間数

オ 造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の学習単位数

カ 障害者雇用の状況

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 別表第1右欄に掲げる建設工事の種類について法第3条第1項の規定による許可

を受けていない者

ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記 1（1）で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者

エ 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに神石高原町に納付すべき町税の滞納がある者

カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は神石高原町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から 24 か月を経過している者を除く。

キ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ク 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者

① 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

② 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

③ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

（2）申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請（神石高原町の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

（3）窓口における申請

ア 申請方法

別記様式第 1 号による資格審査申請書及び別表第 2 に掲げる添付書類を神石高原町役場総務課（広島県神石郡神石高原町小島 2025 番地。以下「総務課」という。）に持参して申請を行うものとする。

イ 申請期間

平成 26 年 11 月 4 日（火）から平成 26 年 11 月 28 日（金）まで

ウ 追加申請期間

別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

(4) 電子申請

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を神石高原町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類（第5項、第6項、第16項及び第17項のものを除く。）は、別に広島県土木局建設産業課（広島市中区基町10番52号。以下「建設産業課」という。）に持参、郵送等により提出するものとする。

また、別表第2第6項、第16項及び第17項の添付書類については、別に総務課に持参、郵送等により提出するものとする。

イ 申請期間

平成26年11月4日（火）から平成26年11月21日（金）までに電磁的記録を神石高原町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成26年11月28日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により建設産業課及び総務課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成27年度及び平成28年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、平成29年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成29年3月31日まで有効とする。ただし、平成29年4月1日以降においても平成29年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成29年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
ほ装工事	ほ装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事

別表第 2

添 付 書 類	様式番号	申請者の区分	
		県内 業者	県外 業者
1 法第 3 条第 1 項の規定により許可されていることを証する書面の写し		○	○
2 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 21 条の 4 の総合評定値通知書の写し。ただし、平成 25 年 4 月 10 日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。		○	○
3 神石高原町に納付すべき町税について滞納がないことを証した書面	別記様式第 7 号	○	○
4 国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し		○	○
5 営業所一覧表	別記様式第 2 号	○	○
6 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	別記様式第 3 号	○	○
7 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し		○	○
8 エコアクション 21 ガイドラインに基づく認証・登録に係る認証・登録証の写し		○	○
9 ISO14005 準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し		○	○
10 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し		○	○
11 建築 CPD 運営会議の建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について建築 CPD 運営会議が証する書面の写し		○	○
12 建築 CPD 実績証明書内訳書	別記様式第 5 号	○	○
13 造園 CPD 協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し		○	○
14 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）		○	
15 誓約書	別記様式第 6 号	○	○
16 切手（82 円）【認定通知書送付用】		○	○
17 資格申請補足事項調査	別記様式第 8 号	○	○

注1 県内業者とは、主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。）を県内に有する者をいい、県外業者とは、県内業者以外の者をいう。

2 ○印は提出を必要とするものを示す。ただし、第7項に定める書類については加入をしている者のみが、第8項に定める書類については県内の営業所が認証・登録を受けた者のみが、第9項に定める書類については県内の営業所が合格証を受けた者のみが、第10項及び第13項に定める書類については学習単位を取得した技術者を県内の営業所に有する者のみが、第11項及び第12項に定める書類については学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第14項に定める書類については注6に該当する者のみがそれぞれ提出するものとする。

3 第1項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直前に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第1号及び別表の建設業許可申請書の写しで代えることができるものとする。

4 第2項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、営業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。

なお、総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険の加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

5 第5項及び第6項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第1項、第3項、第4項及び第7項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

6 第14項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用しているものをいう。